

3 高障害第 1656 号
令和 4 年 3 月 31 日

障害者支援施設施設長 様
障害福祉サービス事業所管理者 様
障害児通所支援事業所管理者 様
相談支援事業所管理者 様

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス等事業の休止期間の取扱いについて（通知）

日ごろから、本県の障害福祉にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 46 条第 2 項及び児童福祉法第 21 条 5 の 20 第 4 項の規定に基づく指定障害福祉サービス等事業の休止期間の取り扱いについて、下記のとおりとしましたのでお知らせします。

記

1 概要

高知県が指定する障害福祉サービス事業所等において、事業休止をしようとする場合は原則 6 ヶ月以内の休止期間とする。

2 届出期日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 46 条第 2 項及び児童福祉法第 21 条 5 の 20 第 4 項の規定に基づき、休止をしようとする日の 1 月前までに届出を行うこと。

3 届出に必要な様式

(障害福祉サービス事業所等)

・廃止・休止届出書（様式第 3 号の 2）

(障害児通所支援事業所)

・廃止・休止・再開届出書（様式第 3 号）

※本通知の内容については障害福祉課のホームページに掲載しております。

高知県庁ホームページ トップページ > 組織でさがす > 子ども・福祉政策部

> 障害福祉課 > 事業者のみなさまへ > 事業者向け情報

> **指定障害福祉サービス事業所等に係る申請・届出** 及び

指定障害児通所支援事業所等に係る申請・届出

高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課
事業者担当

TEL : 088-823-9635 FAX : 088-823-9260

E-mail : 060301@ken.pref.kochi.lg.jp